

農業振興地域整備計画変更申出される皆様へ

◎農用地区域について

農業振興地域制度における農用地区域は、農業振興のため『農地を守る』立場で設けられています。その農地が除外要件などの全てを満たす場合のみ除外適当と判断され、転用が可能となります。申出の全てが除外されるとは限りませんので、土地の選定については慎重にしてください。

◎除外する場合は、次の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 農業振興地域整備計画に支障をきたさないこと。
2. 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること。
3. 農用地の集団化、連たん性の確保、農作業の効率化その他土地の農業上効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。
4. 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の集積に支障をきたさないこと。
5. 農用地区域内の土地改良施設の機能に支障が無いこと。
6. 国の直轄又は補助による土地基盤整備事業等の実施区域の土地で無いこと。
7. 除外後、農地転用の許可が見込まれるものであること。
8. 除外面積は、その目的に対して必要最低限であること。
9. 申出者若しくはその関係者が過去の実績において不適当な行為を行っていないこと。
なお、不適切な行為とは、申出者及び関係者が当初の申出又は計画と異なる開発行為を行った場合をいう。

《注意事項》

- ①「農業振興地域整備計画に支障をきたさないこと」とは、農業振興地域整備計画で計画された農業上の土地利用の方向に記載されている計画に対して支障の有無で判断します。
- ②農用地の集団化における集団とは、農用地の連たんしているもの、又は離れている一団の農用地が道路、鉄道その他の施設、河川、がけなどの地形、地物を境界としても、通作や管理などに支障が生じない地形、地物であれば、集団の一部として扱う。
- ③農作業の効率化その他土地の農業上効率的かつ総合的な利用とは、農作業の効率的に行うのに必要な作業環境の確保を指す。（周辺環境への影響も含めた高性能な農業機械による営農可能な土地：高性能な農業機械とは、乗用型トラクター、乗用型田植機、コンバイン、乗用型防除用動力散布機などを指す。）
- ④農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の集積に支障をきたすとは、除外する土地について、担い手（認定農業者又は特定農業法人若しくは特定農業団体のほか、紀の川市が効率的かつ安定的な農業経営者と認める者）が現に集積している、又は利用集積することが確実である場合で、担い手の経営規模を縮小することを指す。

◎編入する場合は、次の要件を満たすことが必要です。

1. 既に設定されている農用地区域に連たんしていない場合は、原則としておおむね10ヘクタール以上の農地等を確実に農用地区域として設定することが認められること。
2. 既に設定されている農用地区域に連たんしている場合は、一体的に保全、整備することが適当と認められる農地等で、おおむね1ヘクタール以上の農地等を確実に農用地区域として設定できると認められること。

◎変更申出の受付期間

毎年1月、5月、9月の1日～15日の年3回です。手続きには長期間を要しますので、受付期間にご注意下さい。

◎手続きに要する期間は6ヶ月以上

変更申出締切から県知事の計画変更同意までの期間は約6～8ヶ月かかります。

◎農業振興地域農用地から除外後、農地転用などの手続きは速やかに

農業振興地域農用地から除外が認定された後、6ヶ月以内に農地転用等必要な手続き及び事業着手等しないものについては、再度農用地区域に編入する場合がありますのでご注意ください。

◎除外認可後除外申出の事業内容と同じ内容で農地転用手続きを

事業を行うには、除外された後に、農地転用等の手続きが必要です。農地転用の事業内容は、除外申出の内容と同じであることが原則です。事業内容が変更となる場合は、まず取り下げの申出をし、改めて除外申出の手続きをとっていただきます。

◎許可無く農地転用はできません

農地転用の許可を得る前に、農地を農地以外に利用することはできません。除外申出や転用申請をしたからといっても、転用許可前に転用できません。無断で転用すると、申出却下や法により罰せられることがありますので、くれぐれもご注意ください

【問い合わせ先】

〒649-6492 紀の川市西大井 338 番地
紀の川市役所 農林商工部 農業振興課
TEL 0736-77-2511